

香川県土地利用基本計画

香川県土地利用基本計画

目 次

前 文	1
1 県土の特性	2
(1) 自然環境	2
(2) 産業	2
(3) 社会・生活環境	3
2 県土利用の基本方針	4
(1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題	4
(2) 県土利用の基本方針	5
(3) 地域類型別の県土利用の基本方向	9
(4) 利用区分別の県土利用の基本方向	10
3 基本方針の実現のために必要な措置の概要	14
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	14
(2) 土地の有効利用・転換の適正化	14
(3) 県土の保全と安全性の確保	15
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	16
(5) 持続可能な県土の管理	17
(6) 多様な主体による県土の利用・管理の推進	18
(7) 県土に関する調査の推進	18
(8) 計画の効果的な推進	18
4 土地利用の原則	18
(1) 都市地域	19
(2) 農業地域	19
(3) 森林地域	19
(4) 自然公園地域	20
(5) 自然保全地域	20

5	五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	20
(1)	都市地域と農業地域とが重複する地域	21
(2)	都市地域と森林地域とが重複する地域	21
(3)	都市地域と自然公園地域とが重複する地域	21
(4)	都市地域と自然保全地域とが重複する地域	21
(5)	農業地域と森林地域とが重複する地域	22
(6)	農業地域と自然公園地域とが重複する地域	22
(7)	農業地域と自然保全地域とが重複する地域	22
(8)	森林地域と自然公園地域とが重複する地域	22
(9)	森林地域と自然保全地域とが重複する地域	22
6	土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画(該当計画なし)	24

香川県土地利用基本計画

前 文

香川県土地利用基本計画は、人口減少と高齢化の進行、自然災害の頻発化・激甚化、地球温暖化による気候変動や生物多様性の危機など、本県の県土利用をめぐる状況が変化している中、第六次国土利用計画（全国計画）や本県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画の基本的な考え方を踏まえ、県土利用の調整指針を示すものである。

本計画は、国土利用計画法第 9 条に基づき、香川県の区域について、都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるとともに、同法第 7 条の国土利用計画（都道府県計画）と一体的に策定するものである。

また、本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

香川県土地利用基本計画の策定状況

昭和 50 年	6 月	策定
昭和 54 年	6 月	一部変更
昭和 57 年	12 月	一部変更
平成 元年	4 月	一部変更
平成 10 年	5 月	一部変更
平成 16 年	4 月	一部変更
平成 26 年	3 月	一部変更
令和 7 年	3 月	一部変更

1 県土の特性

(1) 自然環境

- ① 古くから海上交通の要衝として発展してきた香川県は、昭和9（1934）年に日本で初めて国立公園に指定された「瀬戸内海国立公園」の東部に位置し、四国の東北部にあり、北は県花・県木のオリーブで知られる小豆島をはじめ、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が、海産物の宝庫で「世界の宝石」と称される瀬戸内海に浮かび、魅惑の風景を醸し出している。また、南には讃岐山脈が連なり、北に向かって開けた讃岐平野には、おむすび型の里山や1万2千を超えるため池が点在し、独特の景観を生み出している。

河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでおり、美しい自然と温暖な気候に恵まれた本県は、万葉集にも「玉藻よし讃岐の国は国がらか見れども飽かぬ」と歌われている。

- ② 面積は全国で最も小さく（1,876.86平方km）、平地と山地はおよそ相半ばしており、全国に占める面積の割合は0.5%だが、可住地面積の比率は高く、人口密度は中四国で最も高い。
- ③ 気候は年間を通じて比較的温暖で降水量は少なく、年間日照時間は全国上位にある。また、地震・台風などの自然災害は比較的少なく、これに温暖な気候、充実した都市型インフラなどが加わり、他地域に比べて暮らしやすい地理的条件が強みとなっている。
- ④ こうした豊かな自然は、人々の生活を支える生活の基盤となるだけでなく、観光や産業などさまざまな分野において、本県経済の成長を支える貴重な財産となっている。

(2) 産業

- ① 県内には、建設機械、自動車部品、電気機械などの分野の大手企業の工場や、その中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術を有する協力企業、冷凍食品・調味料などの食品関連の企業が県内一円に多数立地しており、臨海部には、造船や化学などの基礎素材分野の大型工場が立地している。また、本県には、シェア世界一・日本一の企業が多く点在し、その多くがニッチな分野で活躍するニッチトップ企業であり、本県の製造業は、中小企業が多く、特定の業種に偏らない、バランスのとれた産業構造となっている。
- ② 本県の地場産業は、恵まれた自然と伝統的な技法、さらには新しい技術がうまく調和して発展してきた。古くは金刀比羅宮参拝客の土産物として生まれ育ったうちわや、良質の花崗岩である庵治石を加工して作る燈籠などの石工品、江戸時代に高松藩主の保護と奨励のもとに発展し、高度な技法を誇る香川漆器などは、香川が全国に誇る伝統的工芸品でもあり、伝統的な技術を受け継いだ職人によって丁寧に作られている。また、全国シェアの9割以上を占める衣服用手袋をはじめ、スポーツ用手袋やうどんと手延素麺に代表される和風めんのほか、革製ハンドバックなどは全国シェア上位で歴史ある地場産業として知られている。
- ③ 本県では、恵まれた自然条件のもと、品質の良い野菜や花き、魚など、さまざまな農

林水産物が生産されている。県花・県木であり、全国一の生産量を誇るオリーブは、小豆島をはじめ、県内全域に栽培が広がっており、マーガレットも全国一の生産量であり、高品質の切り花として市場で高く評価されている。その他、はだか麦、ブロッコリーなど、全国シェア上位を占める農産物がある。

水産業では、東かがわ市引田の安戸池が養殖発祥の地として知られ、県魚に指定されているハマチにオリーブ葉粉末を与えた「オリーブハマチ」や「オリーブサーモン」といったオリーブ水産物の生産拡大と消費拡大に取り組んでいる。

畜産業は、瀬戸内の温暖な気候風土に恵まれ、昔から盛んに行われており、讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチンを「讃岐三畜」としてブランド化するとともに、県特産のオリーブオイル採油後の果実を乾燥させたオリーブ飼料を与えた「オリーブ牛」、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」、「オリーブ地鶏」を「オリーブ畜産物」として、生産拡大と消費拡大に取り組んでいる。

林業では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて植栽されたヒノキが木材住宅の柱材等に利用できる時期を迎え、間伐材の搬出が進み始めていることから、県産木材の搬出量は長期的に増加傾向にある。

（３）社会・生活環境

- ① 本県は、古くから瀬戸内海の海上交通の要衝として栄え、明治以降は、四国の玄関口として発展してきた。サンポート高松は、高松港・ＪＲ高松駅周辺のウォーターフロントに、高度な都市機能や業務機能のほか、コンベンション機能を有し、国際会議や全国規模の大会の開催に最適な環境が整っており、また、令和 7（2025）年 2 月には、「競技スポーツ施設」、「生涯スポーツ施設」、「交流推進施設」としての機能を併せ持つ「香川県立アリーナ」が開館した。
- ② 道路では、基幹道路である高松自動車道が平成 15（2003）年 3 月に全線開通した後、平成 31（2019）年 3 月の高松東ＩＣから鳴門ＩＣ間の 4 車線化により、県内の全区間で 4 車線化が完了している。また、本州とは瀬戸大橋で結ばれている。
- ③ 海路では、高松港において国際コンテナ定期航路として、釜山航路、上海航路、青島・大連・新港（天津）航路及び神戸港との国際フィーダー航路がそれぞれ開設されており、高松港朝日地区の国際物流ターミナルでは、平成 24（2012）年 3 月に耐震強化岸壁の供用を開始、コンテナターミナルについては、平成 26（2014）年 4 月にガントリークレーンを整備するなど、荷役効率が大幅に高まっている。
- ④ 空路では、国際線はソウル、上海、台北、香港を結ぶ 4 路線、国内線は羽田、那覇、成田を結ぶ 3 路線が就航し、観光交流をはじめとする国際交流人口の拡大や、本県はもとより、四国における地域経済の活性に大きく寄与している。
- ⑤ 水資源については、平成 21（2009）年 4 月に香川用水調整池（宝山湖）の運用を開始するなど、県民生活や産業活動への支障が生じる給水制限が実施されないよう、渇水・緊急時の水確保に向けた対策を進めてきた。また、広域化による経営基盤の充実・強化、将来にわたって安全で安心できる水道水の安定供給を目的として、平成 29（2017）年 11 月に県と 8 市 8 町で構成する「香川県広域水道企業団」を設立し、平成 30（2018）

年4月から事業を開始した。

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

① 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

香川県では、平成12(2000)年以来、人口の減少が続いており、令和6(2024)年4月1日現在の人口は約92.0万人となっている。人口減少や高齢化により、離島や過疎地域をはじめとする県内各地域において、地域を支える担い手の不足や地域社会の活力低下が懸念される状況となっている。

このような人口動態の変化は、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の増加、土地利用効率の低下や管理水準の低下をもたらしている。また、農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会においては県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。加えて、地方創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

② 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

近年、全国各地で地震が相次いで発生し、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率も80%程度と高まる中、香川県でもいつ大規模地震が発生してもおかしくない状況下にある。

また、地球温暖化等の気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高くなると予測されており、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。その一方で、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念される。

このため、防災・減災対策の強化とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換が急務となっている。

都市においては、諸機能の集中や土地の高度利用の進展など、経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村においても、農地や森林等の管理水準の低下に伴う保全機能の低下が懸念されている。加えて、地籍整備が遅れている地域では、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化

し、速やかに復旧・復興できる地域づくりの構築に向けた国土強靱化地域計画の取組を県土利用・管理の点からも進めていくことが重要である。

③ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失といった危機に直面している。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全など、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼす。また、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、太陽光パネルの安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

そのため、カーボンニュートラルや2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」といった生物多様性の保全の推進と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要である。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

（２）県土利用の基本方針

人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした県土の管理水準の悪化など、（１）で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理と、それらに共通するデジタル化や多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

① 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

そこで、特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様

に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る。

また、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止する。

さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図るとともに、高経年マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。

都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制する。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。一方、サンポート高松地区等においては、四国における中枢拠点機能を向上させるため、土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農地については、優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。森林については、森林経営計画や森林経営管理制度を活用した森林施業の集約化等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で導入促進を図る。

なお、森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

【方向性を同じくするSDGsのゴール】



② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

加えて、広域的な視点から市町の防災・減災対策への助言を行い、平時から事前防災の観点からの地域づくりを進める。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

【方向性を同じくするSDGsのゴール】



③ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、「ネイチャーポジティブ」の考えのもと、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

そこで、国立公園等の保護地域の管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

その際、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災など、自然環境が有する多様な機能の活用やSDGsの取組によって、地域の社会課題の解決を図っていくことが重要である。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ施

設の導入促進に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs事業を生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏」の形成を促進していくことにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

【方向性を同じくするSDGsのゴール】



④ 共通事項

デジタル化の推進や多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を把握し、対策を検討していくことが重要である。そこで、県民に広く共有することを基本的な方向とし、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の実装、活用を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。その際、産官学の各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって、利活用を促進するとともに、データ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みを整備していくことが重要である。

また、人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。そこで、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。

そして、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが引き続き重要である。

(3) 地域類型別の県土利用の基本方向

① 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確認するとともに、むしろこの機会を捉えて、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住を中心部や生活拠点等を集約化するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地も、集約する方向に誘導する。

その際、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要である。

集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。

一方、サンポート高松地区等においては、四国における中枢拠点機能を向上させるため、土地の有効利用・高度利用を図るとともに、国内外から人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けたまちの美化やトイレの洋式化、歩行者が安全で快適に歩けるまちなかづくりや空間づくりを推進する。

都市防災については、密集市街地など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、平時から事前防災の観点からの地域づくりを進める。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや都市内の緑地を活用・管理することにより、生物多様性保全に資する地域による生態系ネットワークの構築を通じた自然環境の保全・再生を図る。さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。

また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

② 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要で様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、漁村における「海業」の取組等、多様な地域資源を活用した農林水産物の消費拡大や再エネの持続的な利活用、他分野との組み合

わせによる新たな付加価値の創出等を通じて、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出し、健全な地域社会を構築していく。

また、人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通等のネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成や、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進め、農用地等を保全することにより農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献・連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や、移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然環境を適切に維持管理していく。また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策の推進とジビエ利活用の取組の支援を行う。さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要である。

さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、生物多様性保全に資する地域の適切な管理及び生態系ネットワークの形成を推進する。

③ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止等の対策を総合的に進める。

とりわけ、30by30 目標の達成に向けて、生物多様性保全に資する地域の設定・管理により広域的な生態系のネットワーク化を促進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献・連携の観点からは、グリーンインフラなど自然環境の有する多様な機能の活用により複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、国立公園等の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

(4) 利用区分別の県土利用の基本方向

① 農地

農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、生活を支える

食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保に努める。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保安全管理といった地域の共同活動を支援する。また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。

中山間地域等の条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立を実現し、持続可能な食料システムを構築する。

農地への再エネ施設の導入に当たっては、農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

② 森林

森林については、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林経営計画や森林経営管理制度等に基づき、森林施業の集約化を進める。

また、利用期を迎えている森林については、この機会を捉え、将来にわたり、その多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図るとともに、ヒノキ・スギ花粉の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。さらに、公共建築物はもとより、住宅など民間建築物での利用などにより県産木材の利用を促進する。その際、森林資源情報のデジタル化やICTなど新技術の活用を通じて、森林管理や林業経営の効率化等を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO₂排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を確立し、木材利用の拡大を図る。さらに、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図る。

なお、森林における開発行為については、許可基準の適正な運用を通じ、無秩序な開発を防止する。

③ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業水利施設の整備等に要する

用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災対策等の取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

④ 道路

道路のうち、一般道路については、交通拠点・交通結節点、観光地等へのアクセス性を向上させるとともに、災害時における輸送の多重性・代替性や、歩行者・自転車のための快適な通行・走行空間を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る。

整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靱化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

⑤ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、住宅ストックの質の向上として、耐震診断・耐震改修の実施や家具の転倒防止対策による耐震化や、太陽光発電設備の設置や断熱改修による脱炭素化を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、今後、世帯数が減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却等を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

⑥ 工業用地

工業用地については、近年の県外企業のサプライチェーン対策のための製造拠点の国内回帰や地方拠点の整備のほか、県内企業の事業拡張や事業所移転といった用地ニーズを踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、低未利用土地とともに工業用地としての利活用だけではなく、土壌汚染調査・対策を講じた上で良好

な都市環境の整備等のための有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮する。

⑦ その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

⑧ 公共施設等（建物及びインフラ）の用地

公共施設等（建物及びインフラ）については、社会情勢や利用需要の変化等を踏まえながら、施設の統廃合や集約化、複合化、転用等の手法について積極的に調査・検討を行うほか、用途廃止後の施設の処分を速やかに行うなど、保有総量の適正化に努める。

また、新たな施設を整備する際には、利用需要の変化や整備効果等について十分検証を行うとともに、地域との共生や環境の保全に配慮した太陽光発電設備の設置や環境にやさしい自動車の導入等により、施設から発生する温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を図る。

⑨ 低未利用土地

都市における比較的小規模な低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

また、比較的大規模な低未利用土地は、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。

⑩ 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生

物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。あわせて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

3 基本方針の実現のために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、国、県、市町等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、第六次国土利用計画（全国計画）や本計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

- ① 所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、発生抑制や除却、所有者等による適切な管理の促進に努めるとともに、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する。また、所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。
- ② 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。
- ③ 工業用地については、道路の整備や機能強化、ボトルネック対策を進めるほか、物流拠点や上下水道などのインフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、民間事業者による工業団地等の開発促進に取り組む。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、未利用地や工場跡地等の有効利用を促進する。
- ④ 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、関連計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず農地や森林等から宅地等への転換が依然とし

て続いている一方、低未利用土地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換抑制に努める。また、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。

- ⑤ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。
- ⑥ 農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度的な確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。
- ⑦ 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用等を通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

- ① 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。
- ② 県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な配備及び保安全管理を行う。
- ③ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。また、ライフライン等の安全性を高めるため、上下水道等の多重性・代替性の確保

を図る。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ① 高い価値を有する原生的な自然については、行為規制や保全活動等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
- ② 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、企業等による工場緑地等における生物多様性保全に資する取組を促進する。
- ③ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた県や市町など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、広域的な生態系ネットワークの形成へつなげる。
- ④ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリング調査を推進する。
- ⑤ 水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラとして都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。
- ⑥ 国立公園や県立公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、国立公園や県立公園等におけるツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された県産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。
- ⑦ 鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、防除手法等の開発やその他防除に必要な調査検討を行う。
- ⑧ 地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土

地利用を図る。また、地域の暮らし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。

- ⑨ 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に対して引き続き対策を行う。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策等、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。そのほか、住宅地周辺においては、道路、航空機、鉄道等から発生する騒音の調査を実施し、必要に応じ、関係機関に対して騒音低減対策の要請等を行う。
- ⑩ 循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。
- ⑪ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。
- ⑫ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

（５）持続可能な県土の管理

- ① 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。
- ② 優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、林業を含めた複合経営のほか、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する取組を推進する。
- ③ 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備等

も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

- ④ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

(6) 多様な主体による県土の利用・管理の推進

- ① 人口減少下における地域課題の解決に向けて、目指すべき将来像を見据え、地域住民の発意と合意形成を基礎とした上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る。
- ② 県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、各種県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・県土の基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であるため、地籍調査の主な実施主体である市町への支援を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進するほか、南海トラフ地震の被災想定地域では、災害に備えるため、地籍の早期整備に取り組む。また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用・管理をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域にお

いて、制度の的確な運用等の検討を通じ、環境を保全しつつ総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び都市機能の集約、強化に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

- ① 用途地域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。
- ② 用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、食糧供給源として最も基礎的な土地資源であるとともに、地域の農業経営の安定、自然環境保全、県土保全及び防災上重要な役割を果たしていることにかんがみ、極力その保全と、利用集約による有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）においては、その保全、整備を図るものとする。

- ① 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。
- ② 農用地区域を除く農業地域内の農地については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。森林地域の土地利用については、森林が、木材生産等の経済的機能を持つとともに、山地災害防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収源などの公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保

を図るとともに、森林の有する諸機能が高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

- ① 保安林（森林法第 25 条第 1 項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。
- ② 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

（４）自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

- ① 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は第 73 条による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。
- ② その他の自然公園地域においては、都市的土地利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

（５）自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

- ① 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。
- ② その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

５ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複してい

る地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、2の(2)に掲げる県土利用の基本方針に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

① 用途地域以外の都市地域と農用地区域が重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

② 用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な土地利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

① 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

② 用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

③ 用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

① 用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできるだけ維持するように調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。

② 用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

③ 用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

① 用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

② 用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

① 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

② 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

③ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

① 農業地域と特別地域が重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

② 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

① 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

② 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分		都市			農業		森林		自然公園		自然保全		
五地域区分	細区分	市街化区域※及び用途地域	市街化調整区域※	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
	細区分												
都市	市街化区域※及び用途地域												
	市街化調整区域※	■											
	その他	■	■										
農業	農用地区域	■	←	←									
	その他	■	①	①	■								
森林	保安林	■	←	←	■	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	■						
自然公園	特別地域	■	←	←	←	←	☆	☆					
	普通地域	⑥	☆	☆	☆	☆	☆	☆	■				
自然保全	原生自然環境保全地域	■	■	■	■	■	■	←	■	■			
	特別地区	■	←	←	←	←	☆	☆	■	■	■		
	普通地区	■	☆	☆	☆	☆	☆	☆	■	■	■	■	

[凡例]

■ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

← 相互に重複している場合は、矢印報告の土地利用を優先する。

☆ 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。

① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。

② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。

③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。

④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。

⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。

⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

※ 香川県では、平成 16 年 5 月に市街化区域及び市街化調整区域を廃止。

6 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

該当計画なし